

政策部会の運営について（案）

（令和3年6月30日
政策部会主査決定）

「政策部会の設置について」（令和3年5月31日 重要インフラ専門調査会会長決定）第8項に基づき、政策部会の運営について以下のとおり定める。

1 議事の公開について

政策部会は非公開とし、議事概要は、原則として、当該会合終了後公開する。ただし、主査が必要と認めるときは、議事概要の一部又は全部を公開しないものとするができる。

2 配布資料の公開について

政策部会で配布された資料は、原則として、当該会合終了後速やかに公開する。ただし、主査が必要と認めるとき、又は資料の提出者の同意が得られないときは、非公開とすることができる。

以上